

淀川水系流域委員会ニュースレターNo.52

2007年2月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社日本能率協会総合研究所

淀川グループ

〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-2-8 トーア紡第2ビル203

TEL (06) 6209-0034 FAX: (06) 6209-0036

E-mail:yodogawa@jmar.info

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川計画室／大阪府 土木部河川室／兵庫県土木局河川計画課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーとともに、ホームページでもご覧頂けます。

No.52
2007年2月発行

淀川水系流域委員会

ニュースレター

<http://www.yodoriver.org>

委員会

- | | |
|-------------|---------------|
| ●第55回委員会 | 1月11日(木) P. 1 |
| ●第56回委員会 | 1月30日(火) P. 5 |
| 部会 | |
| ●第38回びわ湖部会 | 1月5日(金) P.11 |
| ●第35回淀川部会 | 1月8日(月) P.15 |
| ●第5回木津川上流部会 | 1月8日(月) P.19 |
| ●第32回猪名川部会 | 1月8日(月) P.23 |

CONTENTS



このニュースレターは委員会・部会の開催結果をお知らせするものです。

第55回委員会

- 開催日時：2007年1月11日（木）14:35～18:50
- 場所：みやこめっせ 1階 第2展示場A
- 参加者数：委員20名 河川管理者（指定席）19名
一般傍聴者（マスコミ含む）137名



1. 決定事項

- ・「水需要管理に向けて(案)」、「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」、各地域別部会の申送りに対する修正意見や少數意見があれば提出する。意見の採用・不採用については運営会議に一任する。
- ・淀川水系流域委員会のレビュー作成委員として今本委員と寺田委員を推挙する。
- ・ダム等の管理に係るフォローアップ定期報告書の審議を目的とする委員任期延長は申し出ない。
- ・「次期委員会への要望」について検討し、河川管理者に提出する。検討メンバーについては委員長に一任する。反省すべき点等の意見があれば提出する。

2. 報告の概要：庶務より報告資料1を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

①ダム等の管理フォローアップ定期報告書への意見について

- ・現在、各委員から募集した意見の整理を行っている。今後は、ダムWGで審議を進め、次回委員会にて意見書を提出したい（委員長）。

②利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について

審議資料2-1～2-3（水需要管理に向けて(案)、住民参加のさらなる進化に向けて(案)、琵琶湖の水位操作を巡る論点と課題(案)）について意見交換がなされた。主な意見は次の通り（例示）。

- ・水需要管理の方向性は正しいと思うが、意見書には同意できない点がある。「水需要管理に向けて」では、淀川フルプランについて否定的評価（廃止して新たな制度を導入すべき）しているが、淀川フルプランの骨格の上に水需要管理を展開するのが適切だ。少雨化傾向による利水安全度低下は認めざるを得ないのでない。水需要管理と財政問題は本来関係なく、水需要管理は人間の生命や産業基盤の根幹に関わる重要なものなので、財政問題があっても推進されるべきだ。大阪府管轄水道の新規利水の論点が不明なので明確にしておくべき。意見書には、水需要管理の対応に水資源開発を置いて、「水需要管理が重要で水資源開発はだめだ」というような姿勢が見える。必要な場合は水需要管理と水資源開発を同時にやっていかないといけない。

③次期委員会への申送り(案)について

委員より配付資料「次期委員会への申送り(案)」、地域別部会の引き継ぎ課題（審議資料3-1～3-4）について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・地域別部会のとりまとめは、整備内容シートと直結している。委員会全体としてどう扱うか。方針を決めおかなければならない。

→地域別会のとりまとめでは、課題となるテーマや項目をあげておけばよいのではないか。「次期委員会への申送り(案)」だけでは具体的な内容が分からぬので、説明を付け加えるという観点からまとめてほしい（委員長）。

- ・整備計画基礎案のうち、進んでいない事業について河川管理者に意見を述べておいた方がよいのではないか。自治体や他省庁との連携は進んでおらず、連携にあたって生じた課題等が報告されたこともない。川上ダムの新規利水についても、他に実行可能な方法を徹底的に検討したとは思えない。

→運営会議で検討したい（委員長）。

- ・地域別部会のとりまとめは、整備内容シートへの意見と重複している。次期委員会への申送りとして整理するなら、意見の重複や軽重を整理する必要がある。「次期委員会への申送り(案)」であげられている5項目に沿って整理すればよいのではないか。

④その他：流域委員会のレビュー作成、委員任期延長、次期委員会への要望について意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通りに決定した。主な意見は以下の通り（例示）。

○レビュー作成について

河川管理者より審議資料4「淀川水系流域委員会のレビュー作成を行うための委員の推挙について」を用いてレビュー作成について説明がなされた後、レビュー作成委員として推挙する委員が決定した。

○委員任期延長について

- ・ダムフォローアップの審議時間が非常に短く、十分な審議ができなかつたため、委員会が希望するなら委員任期を延長してもらつてもよいという河川管理者からの申し出をもらっている（委員長）。

→委員任期延長の必要はない。任期を延長してダムフォローアップだけ審議するというのも難しい。

←委員任期中にできる範囲でやるという方針でよい。活動を限定してまで延長する必要はない。

→ダムフォローアップ定期報告書の審議を目的とする任期延長は申し出ないことにする（委員長）。

- ・河川管理者がダム等の管理に係るフォローアップの定期報告書を提出するのが遅すぎた。次回は十分な審議時間を確保できるように配慮してほしい。

○次期委員会への要望の検討について

- ・次期委員会の体制については、レビュー作成を経て河川管理者が決定するが、委員会としての次期委員会への要望を河川管理者に提出したいと考えている（委員長）。

・レビューが立ち上がった時点では流域委員会の実態はなくなっている。レビュー作成に推挙された委員が流域委員会の核心が受け継がれるよう努力なさるが、流域委員会としても次期委員会に受け継いでもらわなければならぬことを宣言しておいてもらいたい。数名の委員で検討して次回委員会に提出し、河川管理者の「承知しました」という確認をもらえればと思っている。

- ・次期委員会が淀川水系全体を扱うかどうか分からぬ。流域全体を扱うのが流域委員会だ。いかに継承するかを議論して河川管理者に要望するのは大変重要なことだ。

・次期委員会への要望を検討する必要はない。流域委員会の精神はきちんと理解されている。委員の総括はそれぞれ違っているので、各委員がレビュー作成委員に伝えればよい。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

7名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

・委員は休止を認めているように感じたが、私は休止を認めていない。流域委員会では、これまでの国交省の河川行政の枠を超えた、住民のための議論がなされてきた。休止して住民の安全が守られるのか、河川管理者には1月30日までに流域委員会休止を撤回するよう強く要望するとともに、回答を頂きたい。傍聴者発言にも真摯に耳を傾け、議論を重ね、委員みずからがみずから言葉で意見書、提言書を書き、活動内容を高めてきた委員会は、これから國のつくりにとって、欠かせない貴重な委員会モデルだ。（参考資料1「河川行政の後退となる淀川水系流域委員会休止は認められない！」）委員には国土交通大臣と、なぜ流域委員会が大事なのか、淀川モデルという河川行政について話し合って頂きたい。

・河川整備計画原案の議論が終わらないまま、流域委員会が終わってはいけない。川上ダムは財政問題から考えて中止すべきだ。財政問題があっても進めるべきなら、環境面の費用対効果を示さないといけない。川上ダムでは、防災・生活に必要な工事以外の工事も進んでいる（原石搬入等）。流域委員会を存続させて河川管理者への最終意見を提出してほしい。

・「水需要管理に向けて(案)」で示された水需要管理には強く賛同するが、追記3-6「ダム群連携事業」には違和感を覚える。木津川上流ダム群による揚水発電事業は開発費用が多額になり、高い発電効率は得られない。青岸寺ダムと比奈知ダムは近いが同程度の標高にあるため発電能力はない。現実的に実施できる事業ではないが、委員会は実現の可能性が高いと思っているのか。建設工事は環境破壊をもたらし、揚水発電によるダム貯水の循環によって水質悪化を招く懼れもある。省エネルギー化を進めて水力発電を減らしていかなければならぬ、ダムの徹底利用は流域委員会の精神に反している。削除を求める。

・流域委員会休止は認められない。他の整備局では委員からいくつかの意見や感想をもらって丸く収めているようだが、淀川水系流域委員会の河川管理者もそういうことを考えているのではないか。委員が自ら考えて活動してきた流域委員会を継承して欲しい。淀川水系流域委員会があることで何とか河川管理者への信頼が築かれているが、休止によって信頼が途切れてしまう。信頼をどう回復するのか。流域委員会には次期委員会への申送りをきちんと検討して欲しい。委員には敬意を表したいが、委員としての責務を果たしたとは言えない委員もいるのが残念だった。また、少雨化傾向にあることは思うが、新たな水資源施設が必要なのか。コスト計算すれば、水資源施設は非常に高くつく。きちんと議論をすべきだ。

・住民との対話による合意形成が重要だが、河川管理者がやっていることはそうではない。官製談合等についても河川管理者が精査しなければならない。

・河川管理者が自らつくったものを、多くの人が理解できない理由で自ら休止するのは納得できない。住民の信頼をうしなってしまう大失態が進行している。天ヶ瀬ダム再開発、宇治川塔の島地区等の問題が課題として残っている。琵琶湖、宇治川、淀川は1つの水系であり、宇治川をのぞいて考えられない。琵琶湖の浸水被害を軽減するための「洗堰改修～天ヶ瀬ダム再開発～宇治川掘削」だが、すでに堤防整備や導水管敷設、締切堤建設によって砂州が全くなくなり、ハイジャコ等の魚もいなくなった。鵜飼いもできず、亀石周辺はドブのようになった。これ以上の工事には対応だ。今後も地元住民や宇治市等の意見を受け止めて議論していくことが大事だ。

・流域委員会の休止は6年間の努力を水泡に帰すものだ。急激な河川環境の悪化を憂うる住民の新たな川づくりへの期待を裏切ることになる。川づくりは変えねばならない。河川管理者が勇気を持って新たな川づくりの歩みを続けることが大切だ。流域委員会は新たな川づくりの象徴であり、委員会休止撤回によって河川管理者はその意思を示すことができる。河川の環境を再生させず、「美しい国日本」を名のことができるのか。故郷の川のあり方を決めるのは住民自身でなくてはならない。

第55回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料2-1、2-2、2-3より

第55回委員会では、審議資料2-1「水需要管理に向けて(案)」、審議資料2-2「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」、審議資料2-3「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)」を用いて意見交換がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

審議資料2-1

提言 水需要管理に向けて(070111版)(案)

目次

はじめに

第1章 淀川水系における利水政策の考え方と課題

- 1.1 水資源開発政策(フルプラン体制)の現状と課題
- 1.2 利水管理政策と河川整備計画
- 1.3 課題の整理

第2章 開発行政からの転換

- 2.1 利水管理理念の転換
- 2.2 水需要管理を促す5つの要因

第3章 水需要管理の具体的施策の検討

- 3.1 河川流量データおよび水收支分析重視の管理
- 3.2 水需要管理のソフトソリューション
- 3.3 水需要管理のソフトソリューションの例題
- 3.4 環境との関係
- 3.5 治水との関係

第4章 新たな淀川利水管理に向けて自治体・市民の役割

- 4.1 渇水対策会議の強化
- 4.2 自治体と地域政策の中で行う水需要管理
- 4.3 試行モデル、社会実験、ベンチマーク方式

おわりに

追記(追記には本文に対する意見、情報提供、解説などが含まれる)

補遺 淀川水資源開発の概略

(※目次の一部を抜粋しております。資料の全文については、ホームページをご覧ください。)

審議資料2-2

答申書 住民参加のさらなる進化に向けて (案)

目次

はじめに

第1章 河川管理者による意見聴取・反映の現状とその評価

- 1-1 文書と説明会による手法とその評価
- 1-2 対話会議による手法とその評価
- 1-3 意見聴取・反映の視点からの各種委員会の検証

第2章 住民参加のさらなる進化に向けて

- 2-1 河川整備に向けた意見聴取のあり方
- 2-2 望ましい住民意見の反映に向けて

第3章 社会的合意についての考察

- 3-1 住民参加における合意とは
- 3-2 委員会が提言した社会的合意とは

おわりに

(※目次の一部を抜粋しております。資料の全文については、ホームページをご覧ください。)

審議資料2-3

琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)0111

目次

1.はじめに

2.琵琶湖の水位をめぐる歴史的経緯

- 2-1 琵琶湖・淀川の地歴的変遷と琵琶湖水位観測の歴史
- 2-2 治水と水位
- 2-4 湖水・湖面の利用と水位

2-3 利水と水位

3.環境と水位

- 3-1 流域委員会の提言
- 3-2 濑田川洗堰の試行操作

4.瀬田川洗堰の操作と治水・利水・環境

5.操作規則の変更をめぐる論点

- 5-1 河川管理者の考え方
- 5-2 滋賀県の考え方
- 5-3 委員会の考え方

6.資源価値区分と琵琶湖の環境資源をめぐる便益評価

7.琵琶湖の水位操作についての意見

8.残された課題

番外編:淀川について

◆巨椋池と淀川の地歴的変遷

◆淀川本来の水位変動に向けて

(※目次の一部を抜粋しております。資料の全文については、ホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

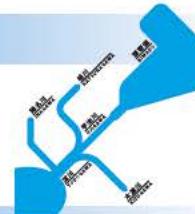
資料リスト	資料請求NO
議事次第	R55-A
報告資料1	R55-B
審議資料1	—
審議資料2-1	R55-C
審議資料2-2	R55-D
審議資料2-3	R55-E
審議資料3-1	R55-F
審議資料3-2	R55-G
審議資料3-3	R55-H
審議資料3-4	R55-I
審議資料4	R55-J
その他資料	R55-K
参考資料1	R55-L

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第56回委員会

- 開催日時：2007年1月30日（火）14:30～18:10
■場所：大阪市中央公会堂 3階 中集会室
■参加者数：委員20名 河川管理者（指定席）24名
一般傍聴者（マスコミ含む）213名



1. 決定事項

- 「平成18年度ダム定期報告書への意見」が委員会の意見書として了承された。
- 「水需要管理の実現に向けて」が委員会の意見書として了承された。「水需要管理に実現に向けて(案)への委員からの意見」は意見書に添付する。
- 「住民参加のさらなる進化に向けて」が委員会の意見書として了承された。
- 「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題」が委員会の意見書として了承された。
- 「次期委員会への申送り」が、一部修正をしたうえで、委員会の意見書として承認された。
- 「事業中の5ダムに関して当面実施すべき施策について」が委員会の意見書として承認された。

2. 報告の概要：庶務より報告資料1を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

①ダム等の管理フローラップ定期報告書への意見について

委員より、審議資料1-1～1-4「平成18年度ダム定期報告書への意見(案)」について説明がなされた後、「1. 決定事項」のとおり、「平成18年度ダム定期報告書への意見」が承認された。

②利水・水需要管理・意見聴取反映・水位操作に関する意見について

○「意見書・水需要管理の実現に向けて(案)」について
委員より、審議資料2-1-1「水需要管理の実現に向けて(案)」および審議資料2-1-2「水需要管理に実現に向けて(案)への委員からの意見」について説明がなされ、「1. 決定事項」のとおり、「水需要管理の実現に向けて」と「委員からの意見」添付が承認された。

・これまでの淀川フルプランを全否定するのではなく、欠落していた新しい柱を立てて、今後の整備・管理のあり方をそこに移していくというのが意見書の趣旨だ。

○「答申 住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について

委員より、審議資料2-2「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について説明がなされた後、「1. 決定事項」のとおり、「住民参加のさらなる進化に向けて」が承認された。

○「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)」について

委員より、審議資料2-3「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)」について説明がなされた後、意見交換がなされ、「1. 決定事項」のとおり、「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題」が承認された。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・治水リスクは高まるが、一方で琵琶湖の環境も致命的な状況になっていると言われている。委員会として、一步進めて提案を行うことに賛成する。治水リスクについては、一步進めた段階で、管理者である滋賀県等が具体的に検討していくということだろう。
- ・この提案が、琵琶湖の環境に好ましいということではない。環境にとって望ましい洪水期制限水位は、操作規則制定前のBSL土0cmが目標だ。これを十分に意識して今後も検討し続けていかなければならない。
- ・「制限水位に±15cmの幅を持たせる」ということだが、河川管理者が具体的にどうすればよいのか。
→ 実際にやってみないと分からぬ部分もある。操作試行の結果を見ると、水位が10cm上がると魚類が産卵することがわかる。±15cmという幅は、シミュレーションをしてもらうための1つの提案だ。現段階で具体的な数値を示すのは困難だ。今回の提案をシミュレーションのポリシーとして、結果をフィードバックすることが重要だ。
- 雨が降った場合、堰堤から一定量の水は出し続けるが、できるだけ操作するなということだ。水位が上がると激しく水位を下げてきたが、それをできるだけしないということだ。
- ・洪水保険制度は有効だとと思うが、負担者が誰なのかという問題が出てくる。
- ・意見書には「冬期の高水位の影響に配慮すべき」との意見もあるが、今回の提案はこれを考慮した上で提案なのか。今回の提案を実施すれば、自然のリズムと異なってくるのではないか(河川管理者)。
→ そこまでは検討できていない。今後の検討課題だと思っている。

③次期委員会への申送りについて

委員より、審議資料3「次期委員会への申送り(案)」について説明がなされた後、意見交換がなされた。一部修正をしたうえで、「1. 決定事項」のとおり、委員会の意見書として承認された。主な意見は以下の通り。

- ・淀川部会(P7)では、「重要であり、淀川本川が先行事例となっているので」としているが、河川レンジャー制度は、各河川で独自で行っている。
→ 「淀川にふさわしい形での本制度のさらなる充実」と修正する。
- ・琵琶湖部(P5)に「湖の生態系にもたらされる長期的、非可逆的な負の影響の可能性を回避」とあるが、

これまで議論してきた「水陸移行帯の保全と回復及び生物の移動経路の分断の回復」を追加して頂きたい。

④事業中の5ダムに関して当面実施すべき施策について

委員より、審議資料4「事業中の5ダムに関して当面実施すべき施策について(案)」について説明がなされた後、「1. 決定事項」のとおり、委員会の意見書として了承された。

- ・川上ダムの新規利水についてはさらなる精査をして欲しい。新規利水が実現されれば、水道料金が非常に高くなるので、これを明らかにして再度精査してもらいたい。

→ 委員会は水道料金については正式な説明を受けていないため、原案から削除した(委員長)。

⑤その他

委員長より、委員の任期満了にあたって挨拶(審議資料4「次期委員会への申送り」の「はじめに」)がなされた後、河川管理者より謝辞やレビュー委員会等について述べられた。

⑥一般傍聴者からの意見聴取

10名から発言があった。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・運営会議でなされたレビュー委員会等に関する議論を公開すべきだ。河川管理者から納税者である住民への説明が必要だ。流域委員会は継続すべきだ。

・河川管理者の委員会休止に関する弁明には説得力がなく、道理がない。宇治川の河川整備は、修復と復元計画、治水・環境・景観を同時クリアする計画が必要だ。流域委員会では宇治川河川整備について十分に議論されてない。塔の島地区河川整備にも問題点がある(参考資料1 No755、756)。「事業中の5ダムについての当面実施すべき施策について」の「天ヶ瀬ダム再開発」には事実誤認等がある。宇治川洪水と琵琶湖後期放流が混同されており、琵琶湖後期放流で1500m³/s放流することはできない。「塔の島地区の流下能力の増大限界に応じたさらなる検討が必要である」も意味がわからない。また、塔の島地区について「越水にも耐えられるように堤防を補強する必要がある」としているが、この地区は掘り込み河道なので越水すれば家屋や平等院が壊滅する。精査の必要がある。

- ・「流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保」も利水だと河川管理者は説明しているが、会計的には治水に分類される(おそらく治水特別会計だろう)。また、「利水安全度向上」の「利水」とは何か。例えば、木曾川水系の導水管は魚類や生息昆虫のため(流水の正常な機能維持のため)のもので、治水の会計となっている。この辺の事情について住民が理解できるような説明がなされる必要がある。非常に遠くにある水源施設の水が緊急時に使えるのか。震災の際には水道配管は破壊される可能性が高い。災害に備える水については、別の観点で考えるべきだ。

・川上ダムの新規利水ができれば、水道料金も値上がりしてしまう。委員からの意見にもあったが、川上ダムの新規利水については、水道料金を考慮した検討を進めて欲しい。

・国土交通大臣に下記のような手紙を出した。「近畿地盤は河川整備計画の議論がされないまま一方的に淀川水系流域委員会休止を打ち出した。傍聴者発言が許され、議論が進むにつれ、幅広い考え方を取り入れ、本来の河川と人とのかかわりを追求する非常に重要な委員会となった。行政の縦割りを超えた議論がなされてきたこのような委員会を一方的に休止することは民主主義の崩壊とも言える。即座に再考を求め、次期委員が決まるまで現委員の延長を認めてほしい。美しい国づくりのためにも重要な委員会を閉ざさないで頂きたい!」。いまも休止撤回の希望を持っている。一たん崩れた信頼はなかなか回復できない。治水と利水、そして環境のためには流域委員会を継続しなければならない。レビュー委員会で検証されるべきは委員会ではなく河川管理のあり方だ。

・審議資料2-1-2「水需要管理に実現に向けて(案)への委員からの意見」は形式的な意見だ。例えば、大阪府管水道の規模が200万m³/日もあるにも関わらず、安威川ダムの新規利水はわずか1万m³/日にすぎない。普通の感覚からいえば、1万m³/日はどうにでもなる量だ。委員である以上、前歴に縛られずに、委員の立場で踏み込んだ意見を聴かせて頂きたかった。

・流域委員会は改正河川法に則った川づくりを考えるための委員会だ。河川管理者は、流域委員会が河川法に則った議論をしているかどうかを評価して頂きたい。2月以降は出張流域委員会の開催を提案したい。

・一般の住民に新たな川づくりの考えを広めて頂きたい。

・川上ダムでは、水道水、活断層、自然環境等、肝心なことが何一つ解説されていない。活断層については、河川管理者に調査を依頼したが、川上ダム建設が了承されたら調査するとの回答を得た。ダム建設が決定してから活断層を調べてどうするのか。オオサンショウウオについてもわからないことが多い。権威である安佐動物園の報告書も「調査方法がはっきりしていない」としている。これでオオサンショウウオの研究が進んだと言えるのか。川上ダムは、オオサンショウウオ等の問題が解決するまで進めないようお願いしたい。

・「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」には失望した。第1章では、住民対話集会を開けるレベルにまで住民がまだ理解していないという状況が至るところで見られたとしているが、これはきちんととした説明をしていない河川管理者側の責任だ。第2章では、住民を3つに分類しているが、荒唐無稽だ。次元の違う「知識」と「知恵」を同じ次元で大別できない。知恵によるグループ分けも不可能だ。第3章では、合意形成に向けたステップが示されているが、より具体的に、どういう会議をどういう形で開けばよいかを示すべきだ。次期委員会では合意形成に向けたロードマップをつくって頂きたい。意見書では、河川レンジャーの転用や専門家パネル設置といったことではなく、より基本的な事項について書くべきだった。

・「事業中の5ダムに関して当面実施すべき施策について(案)」では、川上ダムの移転住民への配慮について記述されている。故郷を喪失されたの方々へのメンタルな手当やダム本体工事が遅れている説明が必要だ。また、伊賀市の水道料金について誠意を持った説明をして頂きたい。

第56回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料2-1-1、2-2、2-3より

第56回委員会では、審議資料2-1「水需要管理に向けて(案)」、審議資料2-2「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」、審議資料2-3「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)」を用いて説明がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

■審議資料3より

第56回委員会では、審議資料3「次期委員会への申送書(案)」を用いて説明がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

審議資料2-1-1

意見書

水需要管理の実現に向けて (案)

要旨

この意見書は、河川管理者が淀川水系河川整備計画を策定するにあたり、施設整備計画と利水管理の円滑な実施にむけて検討すべき事項をとりまとめたものである。

意見書の表題は「水需要管理の実現に向けて」となっている。水需要管理は河川の自然環境の回復と保全を目的に、水需要を抑制し、新たな施設の建設によらない水資源管理をめざして、①水需要の実態を精査確認し、②水利権の見直しと用途間転用の実施、③渇水時の水融通の拡大・渇水調整の早期化、④渇水対策会議の機能強化等をもとに、これまでの水供給管理から水需要管理に転換することを骨格としている。

ダム等の水資源開発施設の整備は河川管理者にとって重要施策の一つである。ダム等の開発は他の河川事業にもまして慎重に検討し、ダム等の開発が自然環境および社会環境に与える影響の大きさを重く受け止め、水供給の拡大に一定の歯止めを設けて、流域の節度ある水資源管理の実現に向けて、力強い施策の実施を期待している。

河川管理者は、開発から管理の時代に軸足の転換を図っているなかで、平成9年の河川法改正にふさわしい水資源政策のビジョンを描いてもらいたい。この意見書では水資源開発の基本政策の転換を示唆し、新しい水資源管理の方向を示している。水資源管理のシフトソリューションという言葉でいくつかの水需要管理の具体策を提案している。また、環境コスト負担という新しい概念も提案している。これらは淀川水系河川整備計画策定の基本的理念をなすものである。

住民意見の聴取・反映や住民参加、住民との連携・協働は委員会で取り上げられた重要課題であり、利水管理の分野においても住民の参画は不可欠であると、考えている。河川管理者は自治体の機能と市民の英知や力が河川行政に反映できるよう、自治体や市民活動に政策的支援を積極的に図ることが望まれる。河川管理の縦割り行政の弊害を補うものとして自治体の総合的な行政対応を活用することを期待したい。情報の公開や施策の透明性・説明責任等が必要なことは言うまでもないが、水需要管理への転換のため社会的合意を形成することが重要で、自治体・市民との密接な連携の下で、総合的な施策として水需要管理に取り組んでいくことが必要である。

(※資料の全文については、ホームページをご覧ください。)

審議資料2-2

答申

住民参加のさらなる進化に向けて (案)

要旨

住民参加の意義とその必要性については、さまざまな分野で繰り返し議論されてきた。住民参加の一つとしての住民意見の聴取・反映を、単に行政手続としてのみとらえるのは適切ではない。公共事業は、住民のための公共の福祉を実現する事業である。民主主義社会では、その主体となる住民の意見は必然的に聴取・反映されるべきだというのが基本的な考え方である。住民参加は、より優れた政策決定の手段としても機能する。住民参加は、何よりも、生活のなかから醸成してきた住民の知恵を反映し、持続可能な社会を構築していくうえで、多大な効果を有する。

住民意見をいかに施策の意思決定に反映させるかが河川整備の真髄である。この住民参加は、情報提供、意見聴取、応答、協働のステップにより深化する。住民の眞の意見を聴取・反映するためには、河川管理者自らが住民と対面で常に接触することが基本であり、そのための窓口を常設して住民の視点に立脚した行政へと意識改革を行うとともに、優れた人材の育成を積極的に進める必要がある。また、住民意見を河川行政に反映させるために、第三者機関としての専門家パネルを設置することも検討する必要がある。望ましい河川整備を実現させるための基本は、河川管理者の施策に対する自己評価とそこから改善案を生み出す努力である。住民意見の聴取・反映で重要な合意形成の課題は、整備計画にいたるまでの早期の段階からの聴取・反映の構築プロセスである。したがって、十分なプロセスをふまえた合意では、重要性、緊急性、効率性、代替性などの認識と判断にとづく仕方がないという合意も成立つことを関係者は理解しなければならない。

住民意見の聴取・反映のためには、情報交流の場や意思形成の場をいかに形成し、そのなかで議論を深めて意見集約をはかっていくかが基本になる。さらに、住民意見の反映の新しい展開は、整備計画の策定過程にとどまらず、策定後の評価の段階にまでいたる。この整備計画の事後評価とそれに伴う見直しをいかに進めるかも、住民参加が求める最も基本的な要素の一つになる。今、河川整備計画における住民参加、とくに住民の意見聴取・反映に関しては岐路に立っている。今こそ、川とは何か、川とはだれのものかの基本哲学を構築し、望ましい川づくりに向けた住民参加のあり方を河川管理者自らが総括し、住民参加を深化していくことを委員会は切望する。

(※資料の全文については、ホームページをご覧ください。)

審議資料2-3

琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題
(案)

要旨(案)

琵琶湖開発事業が終了した平成4年頃から、琵琶湖の生態系には様々な変化が生じており、在来魚の漁獲量が減少し、魚類や貝類に代表される琵琶湖固有種の64%が生存を脅かされる状況になっている。それには様々な要因がからんでいるが、近年、新たに加わった要因の一つが平成4年に制定された瀬田川洗堰操作規則である。規則によって、出水による水位上昇直後および洪水期制限水位移行時(5月～6月)に水位を急激に低下させるため、「急激な水位低下」が生じている。そのためヨシ帯などで産卵するコイ・フナ類等の在来魚の繁殖環境が悪化している。また長期的な少雨化傾向のなかで、降水量が少ない年に数週間から数ヶ月に及ぶ「長期的な低水位」も頻発化している。120年近くの観測で、水位が-90cm以下を記録したのは過去2回だけだったが、平成4年以降は15年間で4回に上り、平成6年には観測史上最低の-123cmを記録し、一部で取水制限が行われた。また固有種をはじめとする多くの貝類が干上がった湖岸で死亡した。

琵琶湖では、平成15年(2003年)から環境に配慮した水位操作の試行を行い、試行結果を評価する指標として、コイ科魚類の繁殖環境をモニタリングしてきた。急激な水位低下については、指標となるコイ科魚類の繁殖環境がある程度改善されたと評価できる。ただ現行の操作規則のもとでの試行であるため、6月中旬以降の水位は依然として-20～-30cmに抑えられ、渇水リスクは高いままである。またコイ科魚類の繁殖環境も、全体として改善されたとはいえない状況にある。

瀬田川洗堰操作規則は、新河川法が制定される5年前に制定された。制定にあたっては治水と利水の調整は行われたが、環境の問題はほとんど考慮されなかった。湖の生物群集の生息環境を改善するには、操作規則を見直し、目標となる水位をBSL±0.0m前後にすることが必要である。そのことで環境だけでなく、渇水のリスクが下がって利水にとってもプラスとなる。

自然の水位変動リズムを確保するには、小刻みな水位操作を避け、制限水位にフリーザーンともいるべき幅を持たせることが重要である。目標水位を上げるには関係者間の調整が不可欠で、かなりの時間を要すると考えられるため、その前段階として、①非洪水期間の目標水位をBSL+0.15m±0.15m、②洪水期間の目標水位をBSL-0.15±0.15mとすることを提案する。①については現行の操作規則の運用で可能である。

新河川法の精神にのっとり、環境に配慮した水位操作を実現するには、これまでの治水、利水を中心とした制度の枠組みのもとでは困難で、費用負担やリスク分担の構造を変え、流域対応や浸水被害予想図と確率的な被害費用の積算にもとづいた洪水保険制度など、ソフト対策も含めた新たな社会的な制度や仕組みを作り上げる必要がある。関係機関による包括的な検討を期待したい。

(※資料の全文については、ホームページをご覧ください。)

審議資料3

次期委員会への申送書
(案)

はじめに

まず、本委員会が休止されるにあたって「委員一同」の名で発表した「挨拶」の一部を再掲する。

(※次ページへ続く)

国土交通省近畿地方整備局は、改正河川法による河川整備の新しい理念の具体化と充実した住民参加手続きの実施について、並々ならぬ強い改革の意欲をもち、それを実現するため、平成十三年二月、淀川水系流域委員会を設置されました。

淀川水系流域委員会は、設置に先立つて本委員会のあり方を検討した準備会議の答申にしたがって、従来ない新しい審議方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルとなることを目指してきました。本委員会は、設置時の「河川整備計画原案について意見を述べること」「関係住民の意見の反映方法について意見を述べること」ならびに平成十七年二月の第二次委員会からの「河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価について意見を述べること」という目的を達成するため、通算五百回を超える委員会・地域部会・テーマ別部会などを開催し、河川管理者と協働しつつ、真摯に審議してきました。

しかしながら、平成十九年一月三十一日の委員の任期満了をもって、本委員会は一旦休止されることになりました。本委員会の最も重要な役割は河川整備計画原案について審議することであります。原案の提示を待ちつつ、ひたむきに審議の準備を進めてきたにもかかわらず、原案が示されることなく、委員会が一旦とはいえ休止されることには、委員会としてきわめて残念であります。

今後、本委員会推薦の委員も参加したレビュー委員会において、本委員会の活動の評価がなされますが、より進化した委員会の設置につながる審議を期待しています。

河川管理者におかれましては、本委員会の設置時の意欲を思い起こし、公募による委員の選出、徹底的な情報公開、住民参加の実施、委員会による自主的な運用といった本委員会の骨格を継承した次期委員会を、可及的速やかに再開されるよう、切望いたします。

次期委員会におかれましては、新たな河川整備を実現するために、本委員会を超える意欲をもって審議にあたられるよう、期待しています。

本委員会の休止により、その審議もまた中断されることとなった。以下に、本委員会が重要と考える審議事項を示すので、次期委員会においても、河川法改正の趣旨に則り、引き続き審議されることを切に希望する。

(※資料の全文については、ホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト	資料請求NO
議事次第	R56-A
報告資料1 前回委員会(2007.1.11)以降の会議開催経過	R56-B
審議資料1-1 平成18年度 ダム定期報告書への意見(案)【天ヶ瀬ダム】	R56-C
審議資料1-2 平成18年度 ダム定期報告書への意見(案)【青蓮寺ダム】	R56-D
審議資料1-3 平成18年度 ダム定期報告書への意見(案)【日吉ダム】	R56-E
審議資料1-4 平成18年度 ダム定期報告書への意見(案)【高山ダム】	R56-F
審議資料2-1-1 水需要管理の実現に向けて(案)	R56-G
審議資料2-1-2 水需要管理の実現に向けて(案)への委員からの意見	R56-H
審議資料2-2 住民参加のさらなる進化に向けて(案)	R56-I
審議資料2-3 琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)	R56-J
審議資料3 次期委員会への申送書(案)	R56-K
審議資料4 事業中の5ダムに関して当面実施すべき施策について(案)	R56-L
審議資料5 なし	—
参考資料1 委員および一般からのご意見	R56-M

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第38回琵琶湖部会

- 開催日時：2007年1月5日（金）15:00～17:00
- 場所：コラボしが213階大会議室
- 参加者数：委員13名 河川管理者（指定席）8名
一般傍聴者（マスコミ含む）37名



1. 決定事項

- ・本日頂いたご意見を参考に1/9までに「今後の課題」をとりまとめて各委員に送信し、第55回委員会に提出する。必要な作業が発生すれば、追加作業を行う。

2. 報告の概要：庶務より、報告資料1～6を用いて水位操作WG等の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

①琵琶湖部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理

委員より、審議資料1-2「基礎案の課題（2005年1月）に対応する今期の取り組みの成果表（案）」、審議資料1-3「基礎案の課題についての意見書（2005年1月）に含まれていない新たな課題」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○治水について

- ・水位操作と丹生ダムは琵琶湖部会の課題だ。また、住民意見の聴取反映についても、特に琵琶湖部会の場合は琵琶湖の河川管理者が滋賀県であるという点を踏まえた整理が必要ではないか。
 - 住民意見の聴取反映については、それぞれの意見書にさまざまなものでちりばめられているが、それらを集約して全体の方向性を示すというところまで達していないのが現状だろう。水位操作については水位操作WGの意見書の結論部分で「委員会としての方向性」を主張することになる（部会長）。
 - 琵琶湖の水位管理はWGで扱うにはテーマが大きく、8名の委員で検討するには限界があった。特に洗堰全閉操作についてほとんど議論できなかった。どこまで最終的な意見書として示せるか、現在検討を進めている。
 - 現時点で方向性を示せるものは示せばよいが、そうでないものについては「〇〇についてはさらに検討してほしい」という意見でよいのではないか。例えば、日本は水の統合管理が徹底的に遅れている。「水の統合管理をやるよう」という意見を残しておけばよいのではないか。
- ・治水については、基本方針が未決定で狭窄部の扱いや全閉操作のありかたが示されていない。また瀬田川、宇治川、天ヶ瀬ダム再開発の整備の内容や時系列的な進め方等も示されていない。このような段階にあるときに、流域委員会で議論することは困難だ。
 - 基本方針で「狭窄部は開削しない」ということになれば、下流の治水や洗堰操作が変わってくる。枚方地点はかなり安全になるので、洗堰からみれば天ヶ瀬ダムと宇治川がネックになるが、この流域委員会で結論を出すのは難しいと思っている。
- ・基本方針の如何によって、計画高水位BSL+1.4mも変更されるかもしれない。滋賀県から明治29年の既往最大洪水について考慮して欲しいという意見も出ているが、基本方針が示されていない以上、水位について議論するのは難しい。基本方針が出るまでは、前提付きの意見を述べるのはやむを得ない。
 - 流域委員会は、基本方針に先行して、整備計画原案のための議論をし、基本方針に反映していくといふ流れで進めてきた。この点を忘れないで頂きたい。
- ・環境と治水でどう折り合いを付けていくのか、流域委員会はすでに方向性を示している。例えば、「洪水期制限水位をBSL±0cmにした場合の影響を検討していく」という方向性は決まっているのではないか。
 - 河川管理者からは、洪水期制限水位を上げた場合の治水リスクを担保する施設があれば制限水位を上げられるという説明がなされているが、「瀬田川の疎通能力向上で5cm、丹生ダムで2cm制限水位を上げられる」というのは治水の議論だ。「夏期制限水位BSL±0cmが無理ならBSL-0.1mであればよいのか」といった環境面からの検討をしていかなければならないが、「現状では検討していないのではないか」というのが河川管理者の説明だ。環境側から見れば、制限水位をすこしでも上げるための選択肢（例：瀬田川の疎通能力向上）を示していくという方向性だろう。まずは試行的にBSL-0.1mに上げてモニタリングをしてフィードバックするというのが現実的な進め方だ。ただし、これ

は洗堰操作規則に抵触してしまう。これまでの枠組みで洗堰操作規則の変更は難しいので、いくつかの新たな枠組みを考えて提示する必要がある。

←流域委員会は、いかなる洪水をも対象にして議論してきた。現実的にはある規模を対象に計画をつくることになるが、委員会では「治水とは何か」を検討するということだった。洗堰操作規則については、運用で対応できることと規則変更がなければ対応できないことがある。現状では、洪水期制限水位以上にはできない。委員会の意見は「制限水位を変えた方がよい」という提案だろう。

- ・委員から大川の維持流量削減について意見がなされている。「治水でどれだけ我慢できるのか、事前放流でどれだけ確保できるのか、利水側でどれだけ我慢できるのか、琵琶湖の歴史的な自然システムを守るためににはそれぞれが我慢していく」という方向性を示すことになると想している（部会長）。
- 流域委員会として意見を述べる際には確固たる根拠が必要だ。慎重な検討をお願いしたい。
- ・非常に稀な既往最大洪水への対応だけに腐心して、大事なことを忘れないようにして頂きたい。
- ・治水については「整備計画の枠組みを超えた部分で方向性を示す」という方針で意見を頂きたい（部会長）。

○利水について

- ・利水については、提言「水需要管理に向けて（案）」のうち、特に2点（P12（7）異常渇水時の緊急水の補給、P32（1）渇水シミュレーション）が課題として残るだろう。流域委員会は、論理的な枠組みについて意見を述べてきたが、実際の計画についての具体的な課題には今後も河川管理者が対応していくかなければならない。それを次期流域委員会でも引き継いでいくという記述が必要だと考えている（部会長）。

○環境について

- ・琵琶湖の自然環境価値に重きを置いた整備計画が望まれ、治水と利水に一定の譲歩をしてもらいたい環境への長期的な影響を低めるような取り組みが必要だ。コイ科魚類の生息環境を維持していくことが必要だが、漁業資源としてではなく、琵琶湖の本来の姿に戻すためにコイ科魚類の生育・産卵環境に重きを置いて、洪水期制限水位の上方修正について議論してきた（部会長）。

→さらに追加すべき点は、水陸移行帯の再生・復元だ。湖岸堤が建設されたためにコイ科魚類が産卵に上がれなくなってしまった。琵琶湖河川事務所が田んぼと湖岸を結ぶ取り組みや生物に配慮した微地形への改変を行っている。モニタリングをしながら進めば効果があるので、今後も継続して欲しい。ただし、洗堰操作規則を変更せずに微地形の改変だけでどこまで回復できるのかは議論がある。ヨシ帯の形状を改変することでコイ科魚類の産卵環境を改善できることが分かつてきただが、ヨシ帯群落40kmのうち、どこをどう修復するのか、地域特性に応じた修復手法の確立が求められる。また、湖岸堤を残したまま生物の移動経路をどう確保していくのかという点についても検討していく必要がある。

- ・琵琶湖全体を1つの生態系としてみる視点が欠けていた。どちらかといえば、水位操作や自然再生に関する個々の事業に限定されがちだった。次期委員会では、琵琶湖でどんな変化が起きているのかを念頭の置きながら進めて欲しい。

- ・外来種対策については、淀川でも琵琶湖でもそれなりに進められているが、それぞれで共通する部分があるので（例：淀川下流の湿地と琵琶湖内湖・沿岸部の湿地、原野植物）、情報を交換する仕組みが必要だ。
- ・「自然のシステムを尊重した川づくり」という視点が全体に含まれているようにして欲しい。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：2名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・委員にはこれまで流域委員会でやってきたことに確信と自信を持って欲しい。流域委員会は、地方から霞ヶ関への挑戦だったと思っている。基本方針がなくても整備計画を議論してきたことは非常に大事なことだ。改正河川法の実践（環境・治水・利水・住民意見反映）は流域委員会でしかできない。地方から中央へ意見を反映させるべきだ。もともと琵琶湖の治水計画には矛盾がある。浸水は起こるべくして起きている。琵琶湖総合開発に基づいた治水計画の評価をすべきだ。その中から対策の方向性が出てくる。流域委員会は、土地利用の誘導を提言しているのだから、BSL+0.6mで浸水する家屋には下駄を履かせねばよいと考えている。
- ・地域別部会は開催する必要がなかった。全体委員会で議論をすればよかったのではないか。発言をしていない委員や河川管理者は発言すべき。また、運営会議でなされた次期委員会に関する審議について説明をすべきだ。

第38回琵琶湖部会の説明資料より抜粋

■審議資料1-2より

第38回琵琶湖部会では、審議資料1-2「基礎案の課題(2005年1月)に対する根気の取り組みの成果表(案)」などを用いて、委員より説明がなされた後、意見交換がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

□「基礎案の課題」(2005年1月)に対応する今期の取り組みの成果表

	課題(2005年1月時点)	進捗状況(たたき台)
自然環境・生態系の「保全・整備」について	<ul style="list-style-type: none"> ①自然の変化を伴う大規模工事などを、安易に追求することの無い計画の策定と実施。 ②一旦建造すれば環境に大きなマイナスの影響をあたえると想定されるもののへの慎重な配慮。 ③局所的・個別的な事業やとり組みが、時間経過を経て、一つの有機的な生態システムとして成熟していくといった社会システムの一環として位置づけられた「プロセス」の重視。 ④直轄事業以外の様々なとり組みとの関係を踏まえた、琵琶湖・淀川流域社会システムの一環としての位置づけなどの姿勢が不十分。 	<p>河川管理者は整備計画を立案するに当たり、新河川法で、「治水、利水と並んで新たに計画の目的と位置づけられた『環境』」の範囲を、「施設整備事業の対象となる環境」に限定しているため、自然生態系にもたらされる長期的、非可逆的なマイナスの影響の可能性に対しどの様に取り組むのか依然明確ではない。また、今後30年程度の「河川整備事業」という枠組みを超える新しい社会システムの構築にどのように取り組むのかという視点が依然として希薄である。</p>
予測水需要の検討と提示	<p>水需要の精査・確認の情報が依然として提示されていないことは著しく重大な問題と捉えている。そういう状況下で、提案されている一部の整備事業が、所謂「利水分の環境振り替え」を前提に計画されていること、また「ダムの実力低下」、「異常渇水対応分」などという新たな解釈によって水需要の精査・確認の本来の趣旨が不明瞭になりつつある。</p>	<p>淀川水系の水需要の精査確認は、水利権の更新時に行なうとして、その一部が公表されており、委員会は意見書「水需要管理に向けて」の中で、水利権許可水量と実際の取水量に乖離が生じている場合には、乖離の原因を分析し、水利権更新時に水利権の見直し・変更を実施することも重要であると意見を述べた。</p>
連携に対する姿勢	<p>利水権者の計画中のダムからの撤退については、一部の利水権者からの河川管理者に提供された資料の紹介はあったものの、検討の内容やプロセスについて直接詳細な報告を受けたわけではなく、撤退の意味や今後の対応についても新聞報道による間接的な状況把握に止まっている。河川管理者は、利水権者が実際に撤退する場合について、撤退利水権者が負う法的な責務およびダムに頼らない治水や環境保全実現するまでの役割などについて考え方を示す必要がある。</p>	<p>将来の水需要の下方修正と工業用水からの転用を実施することにより撤退する利水権者の法的な責務等については進展していない。</p>

(※次ページへ続く)

	課題(2005年1月時点)	進捗状況(たたき台)
	<p>いて指摘した通りである。また、滋賀県における利水安全度の確保については、提供された情報も限られ、議論も十分なされなかった。特に重要なのは、「意見書」が「単に大規模な直轄利水事業だけでなく、地域の小規模な水循環システムの構築につながる、多様かつ詳細な代替案を併せて検討する必要がある」とする見解を示していることである。これは、「意見書」中の琵琶湖部会意見1.2節b.(3)の②で言う「技術的などり組みを含む大きな社会的チャレンジ」の一環をなすもので、今後、河川管理者が受け持つ直轄事業と滋賀県がとり組む地域の水循環の問題に継続的に対応する上で鍵を握る重要な点である。</p> <p>○さまざまな事業の琵琶湖への総合的な影響についての連携した取り組みによる解明 「意見書」では、「科学的に完全にはまだ解明されていない現象については、その解明のための調査研究を行うとともに、健全な土地利用への誘導や人為的水文システムの再構築による面源汚濁負荷の流出抑制など、長期的・抜本的な解決策の導入に向けた政策転換の模索を、いっそ強く早急に行わなければならぬ」としている。この点に関して、その検討の進め方や関係省庁、自治体との協力を含め、河川管理者、委員会双方の課題として残っている。</p>	

(※資料の一部を抜粋しています。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト	資料請求NO
議事次第	B38-A
報告資料1 第81回運営会議(2006.12.7)結果報告	B38-B
報告資料2 第54回委員会(2006.12.7)結果報告	B38-C
報告資料3 第6回水位操作WG検討会(2006.12.8)結果報告	B38-D
報告資料4 第6回意見聴取反映WG検討会(2006.12.19)結果報告	B38-E
報告資料5 第7回水位操作WG検討会(2006.12.19)結果報告	B38-F
報告資料6 第82回運営会議(2006.12.25)結果報告	B38-G
審議資料1-1 基礎案の課題についての意見書(2006.1.22 第38回委員会資料2-1-2より抜粋)	B38-H
審議資料1-2 「基礎案の課題」(2005年1月)に対応する今期の取り組みの成果表(案)	B38-I
審議資料1-3 「基礎案の課題についての意見書」(2005年1月)に含まれていない新たな課題	B38-J
その他資料 委員会の今後のスケジュール	B38-K
参考資料1 委員および一般からのご意見	B38-L

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第35回淀川部会

- 開催日時：2007年1月8日（月）13:00～14:35
- 場所：コーポイン京都 2階 大会議室
- 参加者数：委員14名 河川管理者（指定席）11名
一般傍聴者（マスコミ含む）22名



1. 決定事項

- ・本日頂いたご意見をもとに審議資料1「引き継ぐべき課題－淀川部会」を修正し、第55回委員会(1/11)に提出する。

2. 審議の概要

①淀川部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理

- 委員より、審議資料1「引き継ぐべき課題－淀川部会」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・淀川での課題や部会として検討できなかったことを整理したい。審議資料1には、説明や河川管理者への要望も含まれているが、最終的にはポイントを絞ってまとめる（部会長）。
 - ・P3の利水の項目に「未利用水の発生が認められる」とあるが、中身がわからない。説明を追加した方がよい。
 - ・P1①では、イタセンバラの絶滅の危険性についてさまざまな原因があげられているが、どれが本当の原因なのか、よくわかっていない。それでもかかわらず、②としてワンドの干し上げについて書かれている。外来魚駆除を目的としたワンドの干し上げも1つの手段だが、すべての箇所で可能な方法なのかという問題がある。高水敷の切り下げについても指摘されているが、原野生物やコイ科魚類に配慮した微地形の検討が重要だ。外来魚駆除や水位操作試行、フラッシュ操作も重要なと思うが、その結果を科学的に評価しフィードバックすること（順応的管理）が重要だ。
 - ・現在の堤防強化を全川で完了してから越水対策を検討するのではなく、堤防強化を越水対策でやって欲しい。越水しても壊れないようにする、壊れにくいようにするのが堤防強化だ。
 - ・P4で淀川大堰下流への維持流量について、具体的な数値をあげて意見が述べられているが、慎重に検討すべきだ。この程度のフラッシュ放流では十分ではないかもしれないし、放流量を増大すれば沈殿物が沸き上がり環境問題を引き起こすかもしれない。「維持流量について検討してほしい」という意見にとどめた方がよいのではないか。
 - ・3つの汽水域（大川、神崎川、新淀川）の河口としての再生についてはあまり議論されてこなかったので、追加して欲しい。
 - 淀川の流水環境を取り戻すことが大きな検討課題だ。
 - 流水環境の復元も確かに重要だが、淀川下流には湿地帯があった。ワンドもある意味では湿地の代替的な役割を果たしている。流水環境の復元だけを目的にするのは間違っている。また、淀川下流の氾濫源環境の復元も必要だ。
 - ・流域委員会では淀川大堰をあまり取り上げてこなかったが、維持流量や舟運等は全て淀川大堰が関わってくる。淀川大堰WGがあってもよかったと感じている。
 - 現在の淀川大堰の操作規則は工事中のものなので、操作規則そのものについて検討して欲しい。
 - 水位操作WGでも淀川大堰について十分に検討できなかった。引き継ぐべき事項だ。
 - ・水系全体における淀川の位置付けについて十分議論ができなかった。環境委員会と流域委員会で役割が重複している。流域委員会委員の一部は環境委員会委員でそこから情報がまわってくるという状況があった。情報を交換できる仕組みが必要だ。
 - ・淀川水系全体の治水計画を検討できなかった。基本方針が霞ヶ関マターであり、地域で議論せずに来たこ

とは大きな反省点だ。

←狭窄部を開削するか否かで淀川の治水は大きく変わる。基本方針を待っていたが結局出てこなかった。流域委員会で先行して議論すべきだった。

○その他

- ・そもそも次期流域委員会に引き継ぐ事項があることが妥当なのか。委員会は、その設置目的に照らし、諮問事項やダム方針への意見を述べてきた。これまでの審議内容は議事録や配付資料等で明らかになっている。委員会の性格を考えれば、一代完結型であり、それぞれの問題に意見を提出して終わるもので、引き継ぐ事項があつてはならない。審議資料1で示されている意見のほとんどは河川管理者への要望であり、これが引き継ぐ課題と言えるのか。

←次期委員会がどう設置されるかは分からぬため、「引き継ぎ事項」ではなく、未検討・未解決として残っている部分を明らかにしておき、次期委員会の参考にもらえばという趣旨だ。「引き継ぎ事項」は適切な言葉ではない。また、河川管理者への要望事項は含めない方がよい。

←河川管理者とキャッチボールをしながらより良い整備計画をつくることが流域委員会の仕事だ。流域委員会は一代完結型ではなく、存続していくものだと考えている。

←「なぜここまで議論しかできなかったのか」や「部会で議論をした方がよいこと」についてのとりまとめを想定していたが、審議資料1は河川管理者への要望になってしまっている。

←審議資料1には、委員の個人的な意見や河川管理者への要望が書かれているので、修正する（部会長）。

- ・流域委員会の規約には、整備計画を議論するという目的が明記されていないのではないか。

←規約には「淀川水系河川整備計画（案を含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる」とあり、ここに整備計画原案への意見を述べるという目的が含まれていると考えている（委員長）。

←「淀川水系河川整備計画（案を含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる」に整備計画原案への意見を述べることも含まれているという解釈だ。基礎案が原案に変わる段階でも、原案が整備計画案に変わる段階でもご意見を頂けるような規約になっている（河川管理者）。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ4名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・次期委員会（レビュー）に関する説明をすべきだ。桂川の稲原堤の工事が進んでいるが、現在、補充工事が行われている。どういう内容なのか。京都府が実施している高規格堤防との関連はどうなっているのか。桂川上流にはオオサンショウウオがいたが、大きな工事が行われている。中央で狭窄部について議論されるようだが、淀川部会には伝わってきてない。小泉川で魚道を整備しても上流の京都府管理区間のコンクリート工事によって魚は遡上できない。こういったことについて河川管理者には説明責任がある。
- ・P3で説明されているハザードマップはどこが出すのか。市町村なのか。明確にして欲しい。
- ・宇治川の河川整備について議論がなされなかつたのは非常に残念だ。琵琶湖部会でも淀川部会でも抜けてしまって、宇治川WGをつくってもよかつたと思う。事業進捗点検への意見書の中で、塔の島地区河川整備検討委員会で検討されている内容を委員会に報告せよという意見を述べているが、淀川部会では一度も報告がないままだ。淀川部会でも情報を共有して議論して欲しい。塔の島地区河川整備検討委員会では、流域委員会の議論が考慮されていない。現在、平成12年につくった締切堤と導水管を撤去しようという議論になっている。この原因は、平成12年に3回程度の議論で決定してしまったからだ。今後の委員会では、琵琶湖、天ヶ瀬ダム再開発、宇治川、淀川を重要テーマとして議論して欲しい。
- ・やり残したことはたくさんある。河川管理者は委員会に十分な意見を聽いたと思っているのか。第一次委員会委員から意見も寄せられているが、今後の流域委員会について第一次委員会委員や担当を離れた河川管理者等も行く末を心配している。現委員は、発言できない方々のことを考えて発言してほしい。

第35回淀川部会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第35回淀川部会では、審議資料1「引き継ぐべき課題一淀川部会」用いて、委員より説明がなされた後、意見交換がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

□引き継ぐべき課題一淀川部会

1イタセンバラを指標種とするワンド生態系の回復と再生

イタセンバラは、淀川水系を国内最大の生息地とする日本固有の淡水魚で、1974年に国の天然記念物、1995年に種の保存法の国内希少野生動植物種に指定されているだけでなく、現在環境省の絶滅危惧IA類に指定されている絶滅寸前種である。

淀川では1970年以来イタセンバラを淀川のシンボルフィッシュとしてさまざまな保護活動が行われてきた。しかし、毎年5~6月に行われている仔稚魚調査によると2006年には仔稚魚発見個体数がゼロであった。これはこの12年間で初めての事態であり、本種の生息状況が極めて悪化しており絶滅の危険性がよりいっそう高まっていると判断される。これまで淀川環境委員会や淀川水系流域委員会では一貫して、本種を始めとするワンド生態系の保全と回復に取り組んでおり、淀川河川事務所でも毎年行われる河川整備計画基礎案シートに係る事業点検で見られるように本種をシンボルとする淀川ワンド群の環境保全に努力を行ってきた。

以上の努力にも拘わらず本種が絶滅の可能性がさらに高くなった事実を受けて以下の対策を行うことが緊急かつ重要な課題と考えられる。

① 城北ワンド群におけるイタセンバラ絶滅危機の原因解明ができる限り早急に行い緊急対策は勿論であるがさらに根本的な対策を講ずること。

この原因としては、ワンドの浅場の減少や水位変化の減少、中小洪水の減少に伴うワンドのフラッシュアウトの減少、それともなって増加したと考えられるオオクチバスやブルーギルなどの外来魚やウォーターレタスなど外来植物の急増など、淀川本線の位況・流況にもなっていると考えられ、ひいては治水を目的とした河道改修計画にもなる河道の拡幅や直線化、河床掘削による河床低下ならびに淀川大堰の設置による水位操作もかなり関係していると考えられる。このように複合した要因によって起きていると考えられることから、緊急的な対策を行いつつその効果を検証し、次の対策につなげると共に淀川大堰の弾力的な操作、それでも効果がなければ取水口の位置の変更や淀川大堰の撤去なども視野に入れた根本的な対策も考えることが重要である。

② ワンドの干し上げにより、城北ワンド群における魚類や貝類など水生動植物の生息状況の調査と一緒に外来魚などの駆除やゴミの除去、などの環境改善を行うこと。また、これらを行ったワンドの干し上げを再度行うことによる水生生物の生息現状調査を行うとともに環境改善の効果を検証すること。

2006年10月から12月に行われたワンドNo.31の干し上げによる調査の結果(整理途中)は、このワンドには約3700個体の魚類が見られたがその約90%以上が外来魚でとくにブルーギルが最大数を占め、タナゴ類がシロヒレタビラ1個体、フナ類では体長が30cm以上の大型個体しかいなかった。ワンドではフナ類の産卵は行われているので、卵や子稚魚あるいは幼魚がブルーギルやオオクチバスなどに食害された可能性が極めて高く外来魚の駆除が急務である。また貝類ではイシガイ7000個体以上、ドブガイとトンガリサノハガイで1000個体弱など8000個体あまりの二枚貝が採集されたほ

(※次ページへ続く)

か、絶滅したと思われたオグラヌマガイのほか、マツカサガイ、メンカラスガイなどが発見されるなど成員は何か存続しているが再生産が行われている貝類は少ないとワンド環境が予想以上に悪化しているという衝撃的な結果が得られた。これらの結果は極めて定量的で客観性が高いので速やかに公表を行うと共に、今後継続して他のワンドも同様の調査と環境改善を行うことが重要である。またこの他、イタセンバラの密猟防止やゴミ投棄によるワンド環境の悪化防止などの管理も重要なと考えられる。

③ ブルーギルやオオクチバスなど外来魚およびウォーターレタスなど外来植物の駆除を早急に行うこと。

上で述べたように現在のワンドの在来種にとっての当面の最大の脅威はブラックバスやブルーギルなどの外来魚の存在であり、またウォーターレタスなどの外来植物である。これらの外来種はその影響が大きいことから、国としても外来生物法により特定外来生物にも指定しており、積極的に駆除すべき対象である。とくに保全上の価値が高い種が多いワンド内では、これらの特定外来生物は早急に優先的に根絶を目指した対策を実施すべきである。

④ 淀川大堰による水位操作やフラッシュ操作は当面継続し、その効果を検証すること。

淀川大堰の水位操作による環境改善効果には限界があるが操作を行わないよりも行う方が多少の環境改善の効果が得られているので根本的な対策を行うまでは継続して、その効果を検証する努力は必要である。

⑤ 横葉地区の流水域ワンド群の再生を早急に行うこと。

現在横葉ワンドでは、2号は再生され、3号ワンドは実施されつつあるが、ワンドはできるだけ多くのワンド群として存在した方がワンドの多様性が増し機能が高まることが判っているので、今後も継続して7号ワンドまでの再生を早急に行うことが必要である。また場合によってはイタセンバラの野生復帰も視野に入れた取り組みが必要と考えられる。

(※資料の全文については、ホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		Y35-A
報告資料1	第81回運営会議(2006.12.7)結果報告	Y35-B
報告資料2	第54回委員会(2006.12.7開催)結果報告	Y35-C
報告資料3	第6回水位操作WG検討会(2006.12.8開催)結果報告	Y35-D
報告資料4	第6回意見聴取反映WG検討会(2006.12.19)結果報告	Y35-E
報告資料5	第7回水位操作WG検討会(2006.12.19)結果報告	Y35-F
報告資料6	第82回運営会議(2006.12.25)結果報告	Y35-G
審議資料1	引き継ぐべき課題一淀川部会	Y35-H
その他資料	委員会の今後のスケジュール	Y35-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	Y35-J

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第5回木津川上流部会

■開催日時：2007年1月8日（月）14:50～16:10

■場所：コーポイン京都 2階 大会議室

■参加者数：委員12名 河川管理者（指定席）11名
一般傍聴者（マスコミ含む）39名



1. 決定事項

- 頂いたご意見をもとに審議資料1「木津川上流における次期委員会へ引き継ぐ課題（案）」を修正し、第55回委員会(1/11)に提出する。

2. 審議の概要

①木津川上流部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理

審議資料1「木津川上流における次期委員会へ引き継ぐ課題（案）」について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○環境について

- 青蓮寺ダムの事前放流による魚類等の斃死については、部会で簡単に紹介されただけだ。治水と環境にまたがる問題であり、どのダムでも起きうことだ。規則に則った事前放流であっても下流の生物に考慮する必要がある（部会長）。

→魚類等の斃死については、「ダムの操作」という大項目を設けて記述すればよいのではないか。

- 既設ダムの水質について、河川管理者の調査水準はある程度の水準に達していたと評価したい。ただ、ダムの環境を知るためにまだまだ不十分だ。水質改善効果があがっているが、どうして効果があったのか、そのメカニズムの説明がなされていない。事実確認と同時にメカニズムの説明がなければ説得力を持たない。また、流域委員会では、水質と生き物の関係、水質と人間の関係についてほとんど議論されてこなかった。セットで議論すべきだった。

- 「希少種が見つかったから移植すればよい」ということではなく、生物が生息する場を考えなければならない。次期委員会でも、環境というものが何なのかということを含めた議論をして頂きたい。

○治水について

- 淀川部会とも共通する課題だが、木津川流域は、遊水地、狭窄部、ダム、広範囲の氾濫域があり、非常に難しい地域だ。これら全体について深く議論できなかったのが反省点だ。

- 流域対応として、2線堤について触れておいてもらいたい。

- ハザードマップは最大規模の降雨があった場合の浸水被害想定図だが、より身近な降雨でどこまで浸水するのかを示したハザードマップをつくり、土地利用の誘導・規制をしていかないといけない。

- 河道掘削を治水優先に行うと環境面での影響が出る。審議資料1のとりまとめ方法はそういった分野をまたがる関連性への配慮がなされていないので、考慮して欲しい。また、木津川の特性について述べてはどうか。

○利水について

- 減反が進んでも用水路の規模変更はすぐにはできない等の問題があるが、農業用水の実態について河川管理者から十分な説明を受けていない。慣行水利権の見直しには時間がかかると思うが、まずは手始めとして農業に携わっている方々と対話して実態を知る努力をされるよう、河川管理者にお願いしたい。

- 水需要管理に関する記述が抜けている。

○維持管理について

- 木津川下流では砂州が重要な役割を果たしている。砂州は木津川の特性だと思う。砂州の保全についても触れておいてはどうか。

→木津川上流部会の守備範囲を限定しきすぎた。淀川部会と重複してもよいので、木津川下流についても考えた方がよかったです。

○ダムについて

- シンボルであるオオサンショウウオやオオタカの保全だけではなく、それを支える河川生態系を保全するという視点について指摘した方がよい。オオサンショウウオを移植するだけでは、自然個体群として維持されない。底生生物や昆虫まで含めた河川生態系の視点が必要だ。

- ダムありきの指摘になっている。まずは川上ダムの検証について指摘しておく必要がある。また、川上ダムに関する利水はこの項に移動した方がよい。

- 一般傍聴者からダム周辺の地質について指摘を頂いてきたが、書いておくべきか。

→ダム周辺の地質については水資源機構で調査し、HPを通じた回答も行っている（河川管理者）。

→課題として取り上げて「河川管理者には説明責任を果たして欲しい」という内容にしてはどうか。

○その他

- 審議資料1は河川管理者への要望になっている。部会活動の中でやり残したこと等を書いておくべきだ。
- 審議資料1は添付資料とすればよいのではないか。
- 整備内容シートは次期委員会にも当然引き継がれるものだが、審議資料1の各項目は整備内容シートとどのような関連があるのか。

→とりまとめの方針については委員会で検討したい（部会長）。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ4名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- 昨年、環境省のレッドリストの見直し結果が公表され、絶滅種類が46種増え200種となった。オオサンショウウオも絶滅危惧種へとランクアップされた。前深瀬川の水質悪化が進み、オオサンショウウオの絶滅危険度も上がっている。この結果を重く受け止め、川上ダム建設に伴う人工飼育や移植試験によって絶滅を進めるのではなく、河川の水質改善を含めたあらゆる生物種の生息環境の改善と再生の道を選ばなければならない。提言「水需要管理に向けて（案）」追記3-6「ダム群連携事業」では、木津川上流のダム群の揚水式発電事業の連携について指摘されているが、机上の空論だ。青蓮寺ダムと比奈知ダムはかろうじて近いが、その他の組み合わせは施設費用が巨額になるうえ、設備工事は新たな環境悪化を招く。貯水をやめ、農薬や化学物質の抑制、排水浄化等によって川らしい川にしなければ水質改善はあり得ない。ダムの徹底利用は環境重視に逆行しているので、当該箇所の削除を求める。また、ダム周辺の地質調査について水資源機構から回答があったが、納得できていない。きちんとした調査すべきだ。

- 岩倉峡の流下能力や堤防強化等の問題が残されているが、委員会を休止して事業が進むのか。川上ダムは実施の方針が出されて1年6ヶ月が立つが、いまだに新たなダム計画が示されていない。「御用委員会ができてから新たな計画を示すのではないか」という住民の疑いが出るのは当然だ。河川管理者が委員会の意見に答えないまま、休止するのは反対だ。

- 次期委員会について河川管理者の説明がなされるべきだ。また、新聞報道にある官製談合についても検討して、無駄なお金が使われていないかどうかチェックすべきだ。

第5回木津川上流部会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第5回木津川上流部会では、審議資料1「木津川上流部会における次期委員会へ引き継ぐ課題(案)」を用いて、意見交換がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

□木津川上流部会における次期委員会へ引き継ぐ課題(案)

分野	項目	課題に関する委員からの意見
計画	河川レンジャー	木津川上流域の河川レンジャー(制度)を早期に実現すること。
環境 ・水質 ・土砂 ・生物等	総付加量管理	早期に住民・住民組織・自治体との協働による流入河川の総負荷量管理を実施し、木津川、名張川の水質改善に寄与させること。(琵琶湖・淀川流域水質管理協議会関連)
	既設ダム水質	既設ダムの水質の監視と改善のための取り組み(曝気設備など)を継続し、その効果を検証すること。
	土砂管理	堰、ダム等の改修により土砂の流下を回復し、下流河川の河床低下の防止や生物の生息生育環境の改善が必要。
	縦断方向の河川形状の修復(生物)	魚類・甲殻類などが遡上・降下できるよう堰、ダム等の魚道整備・改修を行う。住民・漁協などの理解と協力を得るための取り組みの継続。
	ダム(群)・堰の適正な運用検討	木津川上流ダム群の弾力的運用の試行によるダム下流河川の搅乱の試行を継続すること。
	魚類等の斃死	青蓮寺ダムの事前放流により名張川で大量の魚類等の斃死が発生した。(本年8月9日)今後はダム操作規則による運用であっても下流河川に生息する生物への十分な配慮を検討する必要がある。
	上野遊水地	洪水のピークを効率よくカットするため、木津川本川堤越流部の最適な構造を見出すための、実験を含む検討。 遊水地の周囲堤を早期に完成すること。
治水	土地利用	かつて水害常襲地だった場所に新たな市街地を造成しないよう伊賀市と十分協議することが必要。
	水害に強い地域づくり	施設による治水対策の充実を図るとともに、住民の防災意識啓発、緊急時の避難体制の整備、災害弱者対策など住民参加による「水害に強い地域づくり」に一層力を注ぐこと。
	川道掘削	岩倉峠上流河川の河道掘削(堆積土砂の除去)による洪水疏通能力の向上(河積の増大)の検討。
	岩倉峠狭窄部	流下能力の検証。それに基く、岩倉峠流入部の部分開削により洪水時に上流河川の水位を低下させる効果の検討。
利水	渇水対策会議の改正	琵琶湖・淀川水需要管理協議会の設置の検討。

(※次ページへ続く)

分野	項目	課題に関する委員からの意見
利水	水利権の見直しと用途間転用(農業用水の合理化)	木津川上流部の農業用水の慣行水利権の統廃合などの合理化とそれによって生み出された水量の用途転用を含む活用(川上ダム利水の必要性関連、現状では水利権水量を超える取水が日常的に行われている可能性がある)
	水利権の見直しと用途間転用(青蓮寺用水)	青蓮寺ダムに青蓮寺用水土地改良区が確保している青蓮寺用水(名張地区特定かんがい用水・1.72m ³ /s)は、開設後20年余を経て畑地の営農形態の変化、耕作放棄地の増加、農地以外の利用などにより水需要が低下していると考えられ、これまで精査確認が行われていない。
		利水分野においては、川上ダムに計画されている新規利水が懸案事項である。委員会提言「水需要管理に向けて」(平成19年1月発表予定)第3章およびダムワーキングの報告書において記載されているので、それらを参考にされて引き続き検討されたい。特に、次の諸点について重要なと思われる点を指摘しておく。 ①伊賀水道用水供給事業に予定されている、新規利水(水需要予測の精査確認) i. 将来人口予測および水道使用における計画原単位 ii. 工業用水事業における需要予測および工場等の誘致の見通し iii. 将來の水道事業経営状況および水道料金見積り ②木津川上流域の水利権の実態(利水者の水需要の精査確認および水利権の転用) i. 川上ダムの予定されている基準点における流況把握 ii. 農業用水等の水利権の実態把握および水利権の転用 ③木津川上流域のダム総合管理 i. 比奈知ダムおよび青蓮寺ダムにおける水利権の転用 ii. 異常渇水時の水融通の促進

(※資料の一部を抜粋しています。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト	資料請求NO
議事次第	K5-A
報告資料1 第81回運営会議(2006.12.7)結果報告	K5-B
報告資料2 第54回委員会(2006.12.7)結果報告	K5-C
報告資料3 第6回水位操作WG検討会(2006.12.8)結果報告	K5-D
報告資料4 第6回意見聴取反映WG検討会(2006.12.19)結果報告	K5-E
報告資料5 第7回水位操作WG検討会(2006.12.19)結果報告	K5-F
報告資料6 第82回運営会議(2006.12.25)結果報告	K5-G
審議資料1 木津川上流部会における次期委員会へ引き継ぐ課題(案)	K5-H
その他資料 委員会の今後のスケジュール	K5-I
参考資料1 委員および一般からのご意見	K5-J

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第32回猪名川部会

- 開催日時：2007年1月8日（月）16:30～18:05
- 場所：コーポイン京都 2階 大会議室
- 参加者数：委員10名 河川管理者（指定席）8名
一般傍聴者（マスコミ含む）36名



第32回猪名川部会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第32回猪名川部会では、審議資料1「猪名川部会における次期委員会へ引き継ぐ課題（案）」を用いて、意見交換がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

□猪名川部会における次期委員会へ引き継ぐ課題（案）

分野	項目	課題に関する委員からの意見
計画	環境委員会	・河川工事の環境に関わる事項のスクリーニングと対策検討
環境	横断地形	・冠水する水際移行帯の拡大
	縦断方向	・水生生物の移動障壁の除去（堰の改築・機能的な魚道の設置）
治水	流下能力向上	・多田地区に対する狭窄部掘削と塚川合流点護岸天端高の確保 ・絹延橋上流右岸築堤と絹延橋架替え、左岸パラペットによる堤防高の確保 ・猪名川・藻川の中州・寄洲の掘削、流心付近の高木の除去 ・流量配分を考慮した猪名川・藻川の分派点付近の河床整備 ・左門殿川と中島川の左門橋と神崎大橋の架替え検討
利水	井堰	・老朽化した井堰の改築
利用	河川公園	・運動場などの河川敷過剰利用のは是正
維持管理	ゴミ対策	・里親制度の導入
その他	地域振興	・「道の駅」のような内発的な地域振興支援

（※資料の一部を抜粋しています。全文はホームページをご覧ください。）

配布資料リスト

資料リスト	資料請求NO
議事次第	I32-A
報告資料1	I32-B
報告資料2	I32-C
報告資料3	I32-D
報告資料4	I32-E
報告資料5	I32-F
報告資料6	I32-G
審議資料1	I32-H
その他資料	I32-I
参考資料1	I32-J

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2007.1月現在（五十音順、敬称略）

氏名	対象分野	所 属 等
綾 史郎	洪水、高潮・津波	大阪工業大学 教授
池淵 周一	水資源・水循環	京都大学防災研究所 教授
今本 博健	洪水	京都大学 名誉教授 水工技術研究会 会長
江頭 進治	河道形状・土砂移動	立命館大学理工学部 教授
岡田 憲夫	事業評価	京都大学防災研究所 教授
荻野 芳彦	農業関係	大阪府立大学 名誉教授
角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授
金盛 弥	洪水	元大阪府副知事
川上 聰	住民連携	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 助教授
澤井 健二	河川敷・水面利用	摂南大学工学部 教授
高田 直俊	洪水、河道形状・土砂移動	大阪市立大学 名誉教授 社団法人 大阪自然環境保全協会 会長
田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鶴川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人 市民環境研究所 副代表
千代延 明憲	住民連携	流域住民
寺川 庄藏	住民連携	びわ湖自然環境ネットワーク 代表
寺田 武彦	法律	弁護士（元日弁連公害対策委員会委員長） 龍谷大学法科大学院 教授
戸田 直弘	漁業関係	滋賀県漁業共同組合連合青年会 理事
中村 正久	水環境	滋賀大学 環境総合研究センター 教授
西野 麻知子	動物	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター 総括研究員
本多 孝	住民連携	IPNET-Jインターナショナルネットワーク・ジャパン 事務局長
水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
三田村 緒佐武	生態系、住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授
村上 輿正	生態系、動物、景観	同志社大学 嘱託講師
村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授
谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で委員会、部会、検討会^③の議事録、資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。
ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

※平成18年8月29日以降のみで資料は検討中のものは除かせていただきます。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵 送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲 覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、裏面連絡先までご連絡ください。送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、カラーページがある場合はコピー代も実費でいただきますので予めご了承ください。）

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。（宛先については裏面をご覧下さい。）

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せて記入いただきますよう、お願ひいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

「淀川水系流域委員会ニュースレター」について

今号の「淀川水系流域委員会ニュースレター」は、第55回委員会、第56回委員会、第38回琵琶湖部会、第35回淀川部会、第5回木津川上流部会、第32回猪名川部会の模様をまとめたものです。詳細は淀川水系流域委員会ホームページをご覧下さい。

